

工作物（擁壁）の確認申請手数料の加算について

手数料規程改正（平成 29 年 6 月 1 日施行）により、「複数の検討断面を有する擁壁の審査」の手数料については、2 番目以降の検討断面に対し、1 断面 5,000 円の加算額をいただくこととしました。

「複数の検討断面」とは、例えば、RC 擁壁の場合、L 型、逆 L 型、逆 T 型、はそれぞれ別の断面とします。また、擁壁の高さが異なる場合も別の断面とします。

詳しくは、確認検査部 構造担当（電話 045-212-3641）にお問い合わせください。

なお、工作物（擁壁）の確認申請の単位、件数の取り扱いについては、従前と変更ありませんが、改めてお知らせします。

1. 擁壁の工作物申請の単位について

- (1) 擁壁は、敷地の概念がありません。
- (2) 同一構造で連続している擁壁は、延長、高さ等の規模に関わらず、原則として 1 件の工作物として取扱います。

2. 申請件数の取り扱いについて

- (1) 構造の種別の異なる擁壁は、連続している場合も、別件となります。
(構造種別：RC 擁壁、間地ブロック積擁壁、CP 型枠擁壁、等)
- (2) 互いに離れて築造される擁壁は、構造種別、高さが同一であっても、原則として別件となります。
- (3) 高さが異なる擁壁であっても、構造種別が同一で、かつ連続しているものは、1 件として扱います。
- (4) スタイロフォーム等を挟んで構造的に縁を切った場合も、形態が連続しているものは、1 件とみなします。

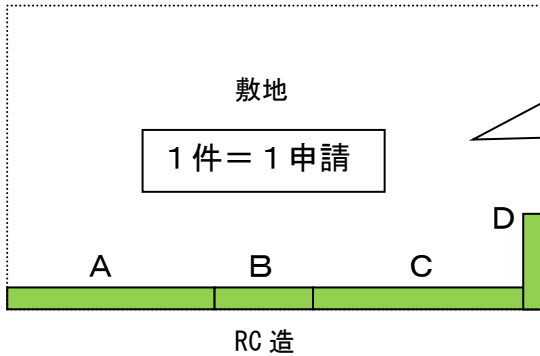
3. 確認申請の単位について

擁壁の工作物確認申請は、1 件 1 申請とします。

- * 確認済証、検査済証は 1 申請に対し 1 枚の交付となります。建築物の敷地ごとに確認済証、検査済証をご希望の場合は、目地等により擁壁を分離してそれぞれ申請して下さい。

申請件数算定例

●Case 1



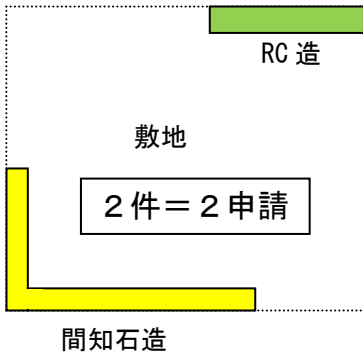
【申請料金算定例】

A～Dで断面が複数となる場合

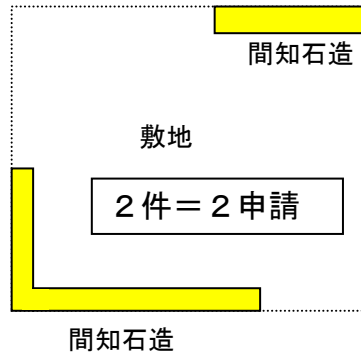
$n = 4$

申請料金 = $15,000 + (n-1) \times 5,000$
 = 30,000 円

●Case 2

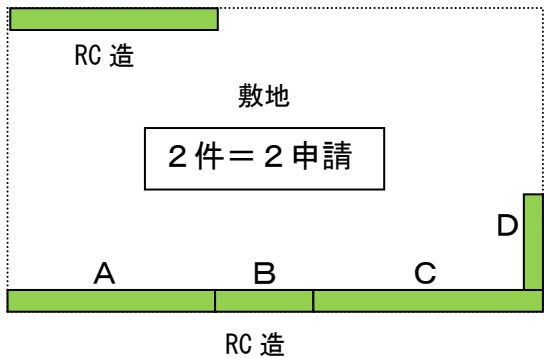


●Case 3

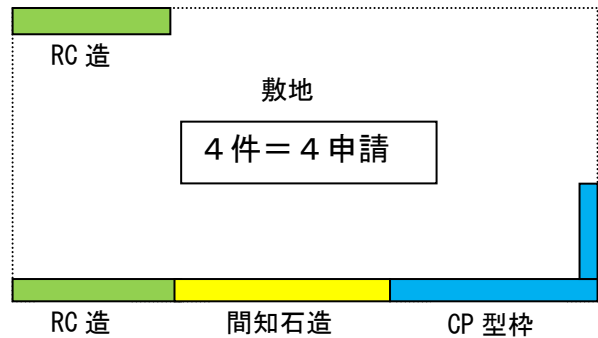


連続しない擁壁・
 構造が異なる擁壁は、
 同一敷地内においても
 申請を分けてください。

●Case 4



●Case 5



【ご注意ください！】

- ① 確認済証・検査済証は1申請に対し1枚の発行となります。
 敷地毎に済証の取得を希望される場合は、敷地毎に擁壁を分けて申請してください。
- ② 同一敷地内に連続しない同一構造の擁壁を設置する場合の申請については、構造担当にお問合せください。

➡ Case 3・4